

令和元年 第11回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和 元年11月26日（火）午前10時00分から午前11時50分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
小林教育長、榎本教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員
欠席委員
金井委員
出席事務局
岩原管理課長（兼給食センター所長）・山口管理課長補佐
藤森社会教育課長・川井田社会教育課長補佐・山本給食センター副所長
欠席事務局
辻川指導室長
- 4 会議録署名委員：吉田委員
前回署名：菅原委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 元年 1 1 月 2 6 日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	議案第 3 2 号	弟子屈町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第 3 3 号	弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
6	議案第 3 4 号	弟子屈町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
7	議案第 3 5 号	令和元年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について

会議内容

【開 会】

岩原課長 : ただ今より、令和元年第11回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、小林教育長より、ごあいさつ申し上げます。

小林教育長 : 本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。
それでは、只今から、令和元年第11回定例教育委員会を、開会いたします。
なお、本日の会議では、金井委員から、欠席する旨の連絡がありましたので、よろしく申し上げます。

小林教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、順番では、金井委員であります。欠席でありますので、吉田委員に、お願いしたいと思っております。
前回の第10回定例委員会での会議録の承認につきましては、菅原委員に、お願いしたいと思っております。
よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

小林教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

小林教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと思っております。これに、ご異議ございませんか？

各委員 : はい。

小林教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りといたします。

小林教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明いたしますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思っております。

【行政報告件名】

10月28日 令和元年度弟子屈町イングリッシュキャンプ第4回実行委員会
令和元年度第2回弟子屈町スポーツ推進委員協議会

10月30日 令和元年第10回弟子屈町教育委員会移動教育委員会・教育懇談会
小学校「英語 de トライ」

10月31日 川湯小学校サポートプラン学校訪問
弟子屈小学校への地熱活用に係る床暖房の試験運転
北海道教育庁学校教育局高等教育課高校配置グループ主幹来庁協議
令和元年度釧路管内町村教育委員会管理課職員研修会
令和元年度屈斜路コタンアイヌ民俗資料館会館最終日
令和元年度第1回和琴小学校学校運営協議会

11月1日 社会貢献事業

11月1日～2日 令和元年度第60回釧路校長会研究協議会

- 11月1日 第12回弟子屈町子ども子育て会議
令和元年度釧路管内町村教育委員会連絡協議会教育長部会臨時会議
- 11月2日 令和元年度第1回認定こども園発表会
- 11月3日 川上シンフォニアウインドアンサンブル秋の演奏会
- 11月6日 菅原教育委員辞令交付式
令和2年度就学時健診
令和2年度社会教育課重点事業現地協議
第49回PLバトントワリング選手権大会出場挨拶表敬訪問
- 11月7日 令和元年度弟子屈小学校自主公開研究会
- 11月8日～9日 令和元年度釧路小中学校教頭会研究協議会
- 11月9日 令和元年度川湯小学校学習発表会
北海道教育大学釧路校吹奏楽部弟子屈公演
- 11月10日 令和元年度和琴小学校学習発表会
弟子屈町チャリティ職域かくし芸「芸能の集い」
釧路管内退職校長会 結成50周年記念式典・講演会・祝賀会
- 11月12日 令和元年度第8回弟子屈町公立学校校長連携会議
令和元年度高校と公営塾との連携研究協議会
釧路教育局長による令和2年度教職員人事協議
- 11月13日 釧路教育局次長による令和2年度教職員人事協議
弟子屈町校長会からの令和2年度予算要望書受領
- 11月14日 令和元年度第1回弟子屈町文化交流フェスティバル
- 11月14日～15日 第60回全国スポーツ推進委員研究協議会三重大会
- 11月15日 奥春別小学校公開研究会（弟子屈町教育研究指定校）
令和2年度当初予算編成説明会
川湯屋内温水プール天井アングル落下対応
- 11月16日 弟子屈町公営塾開講記念特別講演会
- 11月17日 令和元年度弟子屈町PTA連合会研究大会・生涯学習講演会
- 11月18日 令和2年度重点事務事業プレゼンテーション
更科源蔵資料移動作業
巡回スポーツ教室（奥春別小学校）
- 11月19日 令和元年度中学校摩周焼体験学習
- 11月20日 釧路管内退職校長会役員表敬訪問
川湯屋内温水プール外壁破損対応
アイヌ政策推進交付金事業に係る説明会
- 11月21日 弟子屈町議会運営委員会
課長会議
- 11月21日～24日 令和元年度弟子屈町校長会 三重県松阪市訪問視察研修会

【質疑応答】

小林教育長：高校と公設塾との連携研究協議会につきまして、岩原課長からお話をお願いします。

岩原課長：高校の公設塾が道内で増えてきており、その連携について研究協議をしました。特徴的な意見として、「教育委員会と塾」は連携が結構取れているが、「塾と高校」とが中々うまく連携が取れてない町村が多いようでした。弟子屈町でお願いしている Birth47 は寿都町や平取町でも展開されていますが、高校側からは、「塾の先生・業者と連携がうまく取れない」と話をしていました。塾側からは、「高校の敷居が高くて行きづらい」との話がありました。高校側も、「来てほしいと思ってもどのように取り掛かったらよいのか」という思いもあるように聞いていました。

うちは、当初から教委と塾だけが仲良くしてもだめで、高校生が中心とならなければなりませんので、高校の先生とも最初から3者で連携を取りながら進めており、高校の理解を得ながら夏期講習会も成功裏に終えることが出来ました。やはり、3者がいかに連携をして、子供たちに効果的に塾に通ってもらうことが大事だと話されていました。

小林教育長：ありがとうございました。今道内で塾に取り組んでいるのが8地域で、今後も進むかと思えます。うちの方も、課長からの説明のようにしっかり連携が取れており、1・2年生が塾に通い、基本的には3年生が弟高の先生が面倒を見るということになっておりますが、3年生でも塾に通いたければ参加することは全然問題ないと、校長も言っており、非常にうまくいっている例かと思えます。それから、全国体力調査について、説明をお願いします。

山口補佐：全国体力調査の北海道版への掲載の同意についてですが、本日、辻川指導室長が欠席ですので、私の方から説明いたします。

お手元の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査 北海道版結果報告書」で、これは平成30年度版であります。このように小学校の男子・女子について、レーダーチャートなり棒グラフ、分析ということで、弟子屈町の結果について北海道版の結果報告書の掲載について同意しております。今回、令和元年度につきまして、まだ道教委から送られてきておりませんが、春先の学テ、昨年度の体力と同様に、掲載について同意したいと考えておりますので、ご了承頂ければと思います。

小林教育長：次に、弟子屈高校生への給食提供に関する意識調査について、お願いします。

山本副所長：弟子屈高校生への給食を希望する声があり、まず6月に1回目の移行調査のアンケートを行いました。1回目は、1・2年生と職員に対して行いました。実施対象者数74名のところ、給食を希望した人数が、牛乳のあるなしに関わらず27名で割合が36.5%という結果になりました。

その後、前回の調査では、保護者の移行の反映があまりなされていないというこ

とで、10月に1・2年生の保護者を対象に、若干の内容を変えてアンケートを行ったところ、実施対象者54名に対して希望者数が27名で、ちょうど半分50%という結果になりました。

当初、うちの方で考えていたところでは、給食実施について、8割から9割の希望者がなければ難しいというところで、それが難しければ少なくとも半数を超える希望者が必要でなければとうことでしたが、2回の調査を終えて、50%というところになってしまいました。希望する理由としては、温かいものを食べるときに、弁当では食中毒の心配があり、また朝弁当を作るのが大変なので、希望するという意見が多かったのですが、いらないという理由として、子どもが希望していないということがあり、弁当の方が給食より安いということで、このような結果となりました。

この結果を受けて、来年4月からの給食提供は難しいということで、教育委員会として結論付けて、学校及び保護者に対してお知らせの文書を出すところです。また要望があれば、必要に応じてこのような意向調査をしていく予定です。

小林教育長：ありがとうございました。

給食の意向調査については、希望が少なかったかと、もう少し多ければ出来るかと思いました。町議会議員からの要望もありましたので、副所長から説明してもらいましたが、希望が36.5%、50%では少ないので、もう少し様子を見る必要があると思います。できれば機会があるごとにアンケート調査をしてみたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

体力調査については、北海道版に搭載することでご了解いただきたいと思えます。学力調査も体力調査も、北海道教育委員会のホームページに全市町村が載っておりますので、ぜひ見て頂きたいと思えます。PTA研究大会のときの情報提供でも、私からお話しさせて頂いておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

ここまでのところで、何か質問があればお話し頂ければと思えますが、事前に菅原委員からご質問がありましたので、お答えしたいと思えます。

教頭研究協議会で、私が話した内容ですが、算数の問題の回答がテレビで話題になっておりましたので、名前を教頭先生に置き換えて紹介しました。「自宅から駅まで20分かかるが、8時50分まで駅に行くのに何時に家を出なければならぬか」という話で、正解は8時30分ですが、この子は「8時25分と少し早く家を出る」と答えました。ギリギリだと危険が及ぶし、ひょっとしたら事故が起きたときに間に合わなくなるという話で、数学的には8時30分が正解ですが、日常生活から肌で感じるのは、少なくとも5分前に着くように行くのが正解ではないかと思えます。この辺を道德の時間で、どのように解決していくのかということになるでしょう。AIでは答えがきちんと出るでしょうが、AIで足りないところとして、このような解釈ができるか、人間性が問われることになるので、先生方がどのように答えるか、十分考えて欲しいという

ことで、お話をしました。

手品師に関しては、山口補佐から説明してもらいます。

山口補佐 : 7日に弟子屈小学校の自主公開研究会が行われ、辻川指導室長が指導助言として出席しましたので、教育長の行政報告の9ページに書かれております。それから6年生の手品師の話「誠実に明るい心で」のコピーを配付しておりますが、こちらは後ほど見て頂ければと思います。内容は、「誠実に生きるとは？」をテーマに、教科書の「手品師」という物語を使って授業を行いました。内容は、「売れない手品師が少年との約束を守るため、夢であったスターになるチャンスを断った」というお話です。

この時の授業者は、「道徳的価値を明確におさえること。ほめられたいから誠実に生きる。誠実に生きることで、みんなと楽しい生活ができる。自己の向上、自身に繋がる」というようなことで授業が行われました。

辻川室長からの助言につきましては、記載のとおりですが、授業後の先生方の議論は、グループ形式で行われたため、辻川室長も全てを聞き取ることはできませんでしたが、発表された中で関わる部分を説明いたします。

子どもの考えを深めるために、「もし、手品師が貧乏であるがゆえに結婚できない女性がいたとしたら」と、教師が行った発問についてです。参観した先生方からは「子どもたちが誠実について多面的に考えていた」、「貧乏であるがゆえに病気の治療を受けさせてあげられないお母さんがいたら・・・のように、子どもたちが考えやすい状況の方がよかったのでは?」、「子どもたち同士のグループになって考えを交流させてみたらいいのでは?」という意見がありました。

菅原委員 : はい、わかりました。教育長の挨拶に関しては、数学的な物なのか道徳的な物なのかということで、すごく良い話だと思ったので聞いてみました。また自主公開研究会に関しても、手品師の事が披露されていたので、どのような内容だったのかということで聞かせて頂きました。道徳は非常に大事ですね。

小林教育長 : 私も授業に参観させて頂きましたが、手品師にとって、子どもの約束と、せっかくのチャンスをどうするかということ、どちらが正しい道なのか、ちょっと酷な問題だなと思いました。子どもたちは、最初は半々でしたが、頑なに「子供の約束より自分の生活が大事」と言う子もいました。現実的にはそうかもしれませんが、誠実に生きるために約束は大事で、約束してから大きな仕事 came たけど、考えさせられる話だなと聞いていました。

菅原委員 : でも、「こういうことを議論する」ということが大事ですね。

小林教育長 : 正しい答えは、ないと思います。

そのほか、ありませんか?

各委員 : はい。

小林教育長 : それでは、次に進めます。

日程4、議案第32号「弟子屈町公民館条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」を、議題と致します。

なお、関連がございますので、日程5 議案第33号「弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、日程6 議案第34号「弟子屈町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して議題と致します。

なお、条例の廃止は、今回の定例教育委員会にお諮りのうえ、ご承認を頂ければ、12月3日から開催される、第4回弟子屈町議会定例会に議案として、上程することとしております。

それでは、事務局より、説明願います

杉崎係長 : ただいま一括上程のありました、議案第32号「弟子屈町公民館条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第33号「弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由をご説明申し上げます。

公民館制度は昭和24年の社会教育法の施行に伴い、始まった制度であります。本町では昭和31年に各学校と自治会館に計12の分館を設置したのが始まりでした。その後、昭和41年に中央館となる現在の公民館ができ、以後、学校の統廃合による一部分館の廃止などの変遷を経て、現在、中央館1館と分館10館で公民館活動を行っております。当初、地域住民の教育及び文化生活的の向上と、地域のコミュニティ作りを目的として設置された公民館分館であります。設置後、63年が経過し、加速する少子化や急激な人口減少など、取り巻く環境が大きく変化してきていることから、現在、分館を設置している各自治会活動の中に「地域の公民館活動」という形で包括していくことが合理的であること、また、分館活動の中心となる、分館長、分館主事を非常勤特別職として委嘱する根拠であった地方公務員法が来年4月に改正され、非常勤特別職としての取扱いができなくなるため、総合的に判断した結果、今年度をもって公民館の分館制度を廃止することとし、本条例の一部を改正するものであります。なお、これまで各分館に交付しておりました「分館活動交付金」につきましては、分館が設置されていた自治会に、中央館の活動を補完する公民館的学習を継続していただくため、今後も交付して行く予定でおります。

それでは議案第32号のページをお開き願います。議案第32号 弟子屈町公民館条例の一部を改正する条例の制定について。弟子屈町公民館条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。令和元年11月26日。

弟子屈町教育委員会教育長 小林俊夫

それでは、次の1ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、公民館分館が廃止となることから、分館に関連する条項の整理が主な内容となります。第3条は、分館制度の廃止による条の削除で、第4条以下を1条ずつ繰り上げるものです。次に、改正後の第3条第1項は 職員についての条文ですが、分館制度の廃止により、第1項第1号及び第2号で規定していた 公民館及び分館の職員を、公民館だけの職員について第1項に整理

するものです。同じく第2項は、分館の廃止に伴い、ただし書き以降の条文を削除するものです。同じく第3項は、施設の管理について、業務委託していることから、ただし書き以降の条文を削除するものです。改正後の第4条は、分館制度の廃止に伴い、分館長の委嘱行為がなくなることから、文言を整理削除するものです。改正後の第7条は、分館の名称、位置を規定していた別表1が不要になることから、使用料を定めた別表2を別表に改めるものです。改正前の第11条及び第12条は、分館長等の報酬、旅費の規程ですが、分館制度の廃止に伴い削除するものです。附則として、本条例の施行を令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第33号のページをお開き願います。議案第33号 弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について。弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。令和元年11月26日提出。弟子屈町教育委員会教育長 小林俊夫

それでは次の1ページの新旧対照表をご覧ください。先ほどの条例改正と同様に公民館分館が廃止となることから、分館に関連する条項の整理が主な内容となります。第1条及び第4条については、先ほどご説明いたしました条例改正に伴い、条番号を改めるものであります。第6条第1項及び第2項は、分館制度の廃止に伴い、施設・設備をき損した場合の届出先を館長だけに改めるものです。同じく第2項も、第1項で届け出があった場合の教育長への報告する者を、館長だけに改めるものであります。第8条及び第9条は、条例改正に伴い条文中の引用条項を改めるものです。続きまして2ページをご覧ください。改正前の第12条及び第13条は、分館制度の廃止に伴い条を削除し、13条の2を第12条とし以降の条項を1条ずつ繰り上げるものです。改正後の第13条は職員の任務についての条項ですが、分館制度の廃止に伴い、第2号の対象者を主事だけに改めるものです。改正後の第17条につきましては、条例改正に伴い条文中の引用条項を改めるものです。参考資料の1ページから8ページに現在の条例と規則を掲載しておりますので参照していただきたいと思います。

以上、議案第32号「弟子屈町公民館条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第33号「弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由の説明とさせていただきますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

山口補佐 : 続きまして、議案第34号 弟子屈町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定についての提案理由をご説明させていただきます。

教育委員会で使用する公印につきましては、参考資料の11ページから12ページに記載する31種類の公印がありますが、先ほど杉崎係長から説明のありましたように、公民館の分館を廃止することから、22番以降の公印も廃止することとなりますので、本規程を改正するものであります。

それでは、議案書の、議案第34号のページをお開き願います。議案第34号

弟子屈町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について。弟子屈町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり制定するものとする。令和元年11月26日提出。弟子屈町教育委員会教育長 小林俊夫 次の1ページですが、別表1と2の改正であり、その内容は、参考資料9ページの現行条文の第3条で、2行目に「その種類は、別表1のとおりとする」、第2項に「公印のひな形は、別表2のとおりとする」と書かれ、31種類の公印が11ページから13ページに書かれております。改正内容は、議案書の2ページと3ページに記載のとおり、10か所の分館長之印を削り、「弟子屈町図書館長印」までの21種類とします。この規程の改正期日は、条例と規則と同じ令和2年4月1日ですが、12月3日から開催される第4回弟子屈町議会定例会で、条例案が議決されたのちに、公布する予定となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第34号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い申し上げます。

各委員：ありません。

小林教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、議案第32号「弟子屈町公民館条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第33号「弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第34号「弟子屈町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」を承認致します。

小林教育長：日程7、議案第35号「令和元年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」を、議題といたします。それぞれの所管分について、事務局各課より説明願います。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第35号について、提案理由をご説明させていただきますが、大変申し訳ございません。議案番号が34号となっておりますが、第35号の誤りでございます。大変失礼しました。訂正のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第35号について、提案理由をご説明させていただきます。本件につきましては、12月3日開催の町議会定例会に上程すべく、補正予算に、要求したものであります。

議案書の議案第35号のページは、記載のとおりであります。

それでは、表紙の次のページからの予算書に基づき、はじめに、管理課所管の補正予算の要求について、ご説明させていただきます。1ページは、社会教育課所管の歳入です。2ページは、管理課関連の歳入で、左上の項目で、14款：国庫支出金、2項：国庫補助金、左の欄で、5目：教育費国庫補助金、中

央の欄で、2節：小学校補助金で、2万2千円の補正で、後ほど歳出でも説明しますが、対象児童が2名増えたことにより、補助金も増額となります。

次に3ページの歳出です。左上の項目で、10款：教育費、1項：教育総務費、左の欄で、2目：事務局費で、19節：負担金、補助及び交付金が2万円、25節：積立金が30万円となっております。内訳は、細事業002の語学指導助手招致で、ALT外国語指導助手の招致を取り扱っている自治体国際化協会への負担金が、今年度から、1人当たり、7万2千円から8万2千円と増額されましたので、2人分2万円増額補正となります。次の003教育振興一般では、匿名の方から、まちづくり応援寄附金として頂いた30万円を、学校等教育振興基金へ積み立てするものであります。次の4ページは、2項：小学校費、2目：教育振興費、20節：扶助費で、4万6千円の増額補正です。内訳は、特別支援学級に在籍する児童への就学奨励費で、当初予算と9月補正予算で、3名分を措置しておりましたが、その後2名の追加申請がありましたので、差額分を補正するものであります。財源内訳で、国庫支出金2万2千円とあるのが、先ほどの歳入で説明した国庫補助金分です。

以上、簡単であります。管理課所管の補正予算に係る、説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：次に、社会教育課について、お願いします。

川井田補佐：それでは、社会教育課 関係分の歳入・歳出補正予算の原案について、ご説明申し上げます。

議案書の予算要求見積書1ページをお開き願います。まず、社会教育課関係分の歳入予算となりますが、13款：使用料及び手数料、1項：使用料、7目：教育使用料、2節社会教育使用料で、36万4千円の増額補正であります。本使用料は10月末で今年度の開館期間が終了した屈斜路コタンアイヌ民俗資料館の入館料収入となりますが、当初予算における歳入見込額230万円に対して、266万4千円の入館料実績がありましたので、上回った差額分を増額補正するものであります。

先ほど、教育長の行政報告でも実績報告について説明がありましたが、私の方からも若干補足で説明させていただきます。参考資料の15ページをお開き下さい。アイヌ民俗資料館の今年度の実績表となります。

増加の要因としましては、近年のアイヌ民族に対する国の政策などによりアイヌ文化への国民の関心が高まっていることが第一に考えられるところであります。また、今年度は資料館事業においても予算を増額して誘客対策事業を実施しており、昭和55年に開館したときに作製して以来となるPRポスターを新たに作製し、加えて入館料の割引チケットを添付したリーフレットとともに、道内各地の空港、道の駅、レンタカー会社や宿泊施設などに配布しました。この割引チケットによる入館者数は大人と小人あわせて1,008人で、前年度

の185人をはるかに凌ぐ実績となったことから、本PR事業の効果も大きかったものと分析しております。また、北海道観光振興機構が主催する、人気漫画「ゴールデンカムイ」のスタンプラリー企画にも参画したことにより、これを目的とした入館者の増加も考えられるところであります。以上が歳入予算に係る資料館利用実績の報告となります。

次に歳出予算の説明に移ります。議案書の予算要求説明書5ページをお開き願います。1款：教育費、4項：社会教育費、1目社会教育総務費で、需用費129,000円、負担金・補助及び交付金92,000円の増額補正です。生涯学習推進事業の修繕料については、生涯学習バスの車検時に見つかった劣化部分に係る修繕費用となります。芸術文化活動事業の補助金については、弟子屈小学校吹奏楽少年団の小学校バンドフェスティバル全道大会出場に対する文化振興助成金につきまして、助成対象経費が9月補正時の見込より増額となったため、その不足分を予算措置するものであります。増額となった主な経費は貸切バスの借上に係る費用です。また、補正額の財源には、まちづくり応援基金繰入金を充てるものであります。次に、2目：公民館費で、需用費60,000円の増額補正です。公民館管理運営事業の修繕料として、館内の消防保安設備である誘導灯の取替修繕に係る経費であります。次に、4目：資料館管理費で、旅費68,000円の増額補正です。旅費の目的は、主に国立アイヌ民族博物館及び共生象徴空間の来年4月のオープンに合わせ、連携事業等について北海道庁のアイヌ政策推進局など関係機関と協議するための出張用務であります。

次に予算要求説明書6ページをお開き願います。5項：保健体育費、1目：保健体育総務費で、負担金・補助及び交付金312,000円の増額補正です。これは、スポーツ合宿誘致事業において弟子屈町合宿誘致委員会の訪問事業に対して新たに補助金を支出するもので、訪問事業の内容は来年1月2～3日に行われる箱根駅伝に出場する東京国際大学の激励及び大会出場校への誘致活動であります。東京国際大学駅伝部につきましては、平成25年度より本町において毎年合宿を行っており、緊密な関係を築きつつあります。今年の箱根駅伝予選会では1位の成績で本選出場を決め、先の11月3日に行われた全日本大学駅伝大会でも5位に入るなど躍進を続けており、今回の箱根駅伝では初のシード権獲得や上位入賞も期待できる状況となっていることから、合宿誘致委員会としても応援と激励に訪れ、来年以降も引き続き同大学との関係を強固なものにしていきたいと考えているところです。また、他の出場校や駅伝関係者にも本町での合宿についてPRを行って参りたいと考えているところであり、今回は誘致委員会から3名、教育委員会から2名が箱根駅伝当日における誘致活動に参加いたします。なお本予算につきましても、まちづくり応援基金繰入金を特定財源として充てております。

以上、社会教育課に係る補正予算の原案についての説明とさせていただきますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小林教育長：次に、給食センターについて、お願いします。

山本副所長：それでは、引き続き、給食センター所管分についてご説明させていただきます。予算書の6ページをご覧ください。10款 教育費、5項 保健体育費、4目 給食センター費 給食センター管理運営事業の歳出についてご説明いたします。この度の補正予算では、11節 需用費の細々節「修繕費」を計上しております。6月補正時に外調機の修繕費用として40万円の補正予算を計上したところではありますが、その後もパススルー冷蔵庫及び給食配送車セルモーターの故障、さらには、その他の小破修繕が相次ぎ、結果、修繕費に不足が生じた事による補正予算であります。冷蔵庫、牛乳保冷庫は当センターが完成した平成23年12月より供用開始され、以後、丸7年が経過しており、また、給食配送車につきましては、購入より9年が経過しておりますが、いずれも経年劣化による故障であり、衛生管理上及び給食業務の管理運営上早急に修理対応が必要なものであります。今回の補正予算につきましては、これまでの諸修繕に係る積算額の合計128万8千円から、既定の修繕費予算額71万円を差し引き、不足分57万8千円を補正予算として計上するものであります。以上、給食センター所管分の補正予算説明とさせていただきますのでご承認賜りますようお願い致します。

小林教育長：はい、ありがとうございます。それでは、各課から、説明がありましたけれども、何か質疑ありましたら、よろしくお願いします。何かありませんか？

榎本委員：給食センターの修繕費は、120万円くらいですか？

山本副所長：当初予算では、通常の修繕費として31万円計上しておりましたが、その後、外調機の修繕が発生し、6月に40万円補正しました。その後、主なところではパススルー冷蔵庫、業務用の大きな冷蔵庫が壊れしまい、給食の配送車のセルモーターが壊れ、細かな点では牛乳の保冷庫が壊れるなど、現時点で128万円の修繕費が掛かっています。また最近、食洗機が壊れるなど、経年劣化より早いと思われるものもありますが、128万7千円ほどかかっており、予算現額71万円ほどの差額で57万8千円を補正するものであります。

榎本委員：色々なものの修繕があるのですね。

小林教育長：ほかにありませんか？

菅原委員：スポーツ合宿誘致事業で、これは5名分の旅費でしょうか？

藤森課長：航空運賃等移動に係る経費で、食事等は個人負担となります。

榎本委員：アイヌ民俗資料館の利用者はすごい増加で、ゴールデンカムイのスタンプラリーの効果もあったのかなと思います。切り絵や刺繍は町内の方が作っているのでしょうか？

藤森課長：資料館で働いている臨時職員の方が講師になって教えています。現在考えているのが、材料等を整えて教えてもらおうかと考えております。これまでその人たちが作っていた端布を使っていましたが、せっかくなので松阪木綿を購入して刺繍を付けようかと考えております。これまで材料代は頂いていませんでした。

たが、これからは頂ければと考えております。

小林教育長：結構、受講しております。体験型で、利用者数が変わってきますね。

小林教育長：そのほか、何かありませんか？承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、議案第35号「令和元年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」を承認します。

小林教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。

小林教育長：休憩します。

小林教育長：再開します。

最後に、次回以降の教育委員会開催日時につきまして、確認します。

次回の第12回定例教育委員会につきましては、前回の定例教育委員会で、12月25日（水曜日）午前10時から、公民館研修室で、了承を頂いておりますが、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：では、このように決めたいと思います。この日は、昼食後、町長主催の総合教育会議が予定しておりますので、よろしく願いします。

この時には、新年度の予算要望について、提案する予定となっておりますので、事前に皆さんと打合せを行いたいと思います。

令和2年の第1回定例教育委員会につきましては、1月28日（火曜日）で、行いたいと思います。いかがでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和元年第11回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 小林 俊夫

弟子屈町教育委員会 委員 吉田 一徳